

## 議議案第1号

### 釜石市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

釜石市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年釜石市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「12,500円」を「15,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月25日 提出

提出者	釜石市議会議員	木村琳藏
賛成者	同	古川愛明
同	同	菊池秀明
同	同	遠藤幸徳
同	同	細田孝子
同	同	坂本良子

### 提案理由

政務活動費は、市政の課題と市民の意思を把握し、市政に反映させるために必要な経費であり、議会を活性化し議会からの情報発信と、市民の声を聞く情報収集をおこなう環境整備の一環として、平成31年4月1日から、釜石市議会政務活動費の金額を改正しようとするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものである。